

【中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業】

米伯・貿易・経済協力協定(ATEC: Agreement on Trade and Economic Cooperation)
における「貿易円滑化および税関手続き(付属書 I)」のブラジル側現地状況

ATEC の概要と署名の経緯

2011年に米伯間で貿易手続きの円滑化や規制の透明性向上を目的とした非関税分野の協定が署名された。2020年10月にはこれに3つの付属書を追加した ATEC に署名されている。本レポートでは2020年10月署名の付属書 I より、実際の貿易業務に関わりあると思われる条項を抜粋し、米伯・貿易・経済協力協定が求める内容及び現状と考えられる内容を記載する。

2011年の署名では2国間の経済貿易委員会の設置により、以下などについて協議すると記載されている。

- 貿易投資に関する事項
- 特に規制について、2国間貿易投資の障害となりうる不必要な手続きを無くす
- 2国間の貿易促進
- 財サービス輸出及び投資に関する意見交換の促進
- 民間部門からの意見聴取

2020年の署名では以下3つの付属書を追加して署名されている。

- 付属書 I : 貿易円滑化および税関手続き
- 付属書 II : 良き規制慣行
- 付属書 III : 反汚職

付属書 I より実際の貿易業務に関わり深いと見られる条項について、ATEC が求める内容の要旨と現地側の現状と考えられる内容を記載する（一部ご参考として現地関係機関などのリンクを掲載しているものは、ポルトガル語で記載されているものが大部分）。

付属書 I -第 1 条 オンライン掲載

第 1 条では、輸出入に係る具体的な手続き、必要な書類、関連する法規制、輸出入にかかる関税率、その他の税率などの情報の掲載を求めている。

現状：貿易関連の情報に関しては Portal Aduana e Comércio Exterior などのページで情報

が整備されていると考えられる。言語は一部英文となっている場合もある。

(ご参考)ブラジル連邦税務局のサイトメインページ

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br>

付属書 I -第 2 条 輸出入者との対話

第 2 条では「輸出入者との対話」として貿易および通関に関する規制を事前に公開し、関係者が意見できる機会を設けることや必要に応じてこれら意見を反映すること。また、輸出入に関連する手続きについて、輸出入者と定期的に対話を行い、税関当局や政府関係機関に問題提起できる機会とすることも求めている。

現状：ブラジル連邦共和国官報(Diário Oficial da União)等がある。貿易統合システム

(Siscomex) には Siscomex ニュースがあり、パブリックコンサルテーションに加え、貿易業務に関する行政および税務手続きに関する明確な規則を公表。政府は手続きに変更があった場合には同システム上で修正内容を発表すると共に、企業や業界団体などと直接対話を行っているケースもある。

付属書 I -第 3 条 問い合わせ窓口

第 3 条では「問い合わせ窓口」として輸出入に係る問い合わせ窓口を設置することを定めている。問い合わせに対して支払いを課してはならないこと、法規制に関するもの、大量の書類やデータ確認を要する回答はこの限りではない。20 日以内の回答期限を求めますが、大量の書類やデータ確認を要する回答はこの限りではないことを求めている。

現状：ブラジル連邦税務局のサイト (https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/canais_atendimento) で政府は質問対応を特段の請求無しに行っている。ただし、税関指定のエンジニアによる技術査定などの業務はこの限りではなく、エンジニア協会の料金テーブルに基づく。回答期限 20 日間に関して、ケースにより異なるが付属書 I：貿易円滑化および税関手続き第 3 条 4、5 項に記載されてるよう、概ね現場での審査に関しては実施されているとみられる。

付属書 I -第 4 条 事前教示

第 4 条では関税分類、原産地規則、関税割り当てに係る事前教示、原則 150 日以内に回答等について両国で議論できる、事前教示回答事例をウェブサイトで一般公開（無料）することなどを求めている。

現状：関税分類は以下のサイトで確認可能。

<https://portalunico.siscomex.gov.br/classif/#/sumario?perfil=publico>

<http://www4.receita.fazenda.gov.br/simulador/BuscaNCM.jsp>

<http://www.camex.gov.br/tarifa-externa-comum-tec/tarifa-externa-comum>

<https://www.mercosur.int/politica-comercial/ncm/>

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/classificacao-fiscal-de-mercadorias>

注意点：NCM コードの関税率一覧を Excel File で確認可能だが、最新でないケースがある（アップデート時期を要確認）

<https://www.gov.br/produtividade-e-comercio-exterior/pt-br/assuntos/camex/estrategia-comercial/listas-vigentes>

付属書 I -第 5 条 輸出入者電子資料及びシステム

第 5 条では「輸出入者電子資料及びシステム」として、法律で規定された場合を除き、通関関連書類の電子化を行う、輸出入者および税関関係者が電子システム・書類へアクセスする環境を整える、植物検疫証明書の電子化(e-Phyto)、航空運送上の電子化(e-AWB)、電子 CITES (eCITE) 等、国際標準の貿易関連電子書類を導入すること。

現状：法律で規定された場合を除き、通関関連書類の電子化を行うこと、輸出入者および税関関係者が電子システム・書類へアクセスする環境を整えることは以下のブラジル連邦税務局のサイトで対応しているとみられる。

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/servicos/aduana/importacao>

植物検疫証明書の電子化(e-Phyto)、航空運送上の電子化(e-AWB)、電子 CITES

(eCITE) 等、国際標準の貿易関連電子書類の導入について、ANVISA や MAPA 等の資料に関してはメールにて電子ファイルの送付が可能となっている。

e-AWB の導入は本協定発効後一年以内に行う。については以下 CCT-Aero で準備中 (2020/04/20 より稼働となっているがまだ稼働していな

い)<http://www.siscomex.gov.br/receita-federal-disponibilizara-ambiente-de-treinamento-para-o-cct-aereo/>

付属書 I -第 6 条 通関における技術利用

第 6 条では「通関における技術利用」として、効率的な通関審査・検査を行うための、「リスク・マネジメント・システム (リスク管理システム)」の活用、システム構築のための情報収集や効率的な審査・検査のため、AI 技術やマシンラーニングを活用するよう努

力すること、IT 技術活用で、よりリスクの高い貨物を抽出、低リスク貨物のリリース期間を短縮すること。リモート等による通関士あるいは政府関係機関(規制当局) の目視検査を推奨している。

現状：Siscomex(<https://val.portalunico.siscomex.gov.br/portal/>)により、上記3項目は対応されているとみられる。例えば、輸入申告をした際に、先ず通関モード、グリーン、黄色、赤、灰色のモード選定はシステム上で各パラメーターにより判定されるシステムとなっている。<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/servicos/aduana>

付属書 I -第7条 電子決済

第7条では「電子決済」として関税、手数料等、通関時に課せられる関連する支払いの電子決裁化を求めている。

現状：輸入諸税、Siscomex Fee 等連邦税務局に支払う諸費用は既に Portal Único のシステム内で電子決済が実施されているとみられる
(<https://portalunico.siscomex.gov.br/portal/>)。

付属書 I -第8条 AEO 制度

第8条では「AEO 制度」として、AEO 相互承認に向け、各国税関や政府も含めた情報共有、通関プロセスの検証等を行うことを求めている。

現状：AEO の取得条件、取得方法などに関しては、ブラジル連邦税務局のウェブサイト (<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/servicos/aduana/oea>) に記載されている。
AEO 認定企業が輸入通関を行う場合は、Portal Único システム内での申告となる。申告方法などは通常のシステムと同じであるが、洋上通関、及び申告から許可までの時間が税関内で定められているために、通常の輸入者より短時間で通関許可が下りる。ただし、各認定企業は毎年ブラジル連邦税務局の監査に合格する必要がある、対応する人材、コンサルティングの協力などが必要となるケースがありコストがかかることに留意する必要がある。AEO 認定を受けて輸出入を実施するにあたり、特に輸入に関しては NCM コード、ポルトガル語の Description を不備なく対応する事が重要な要件となる。

付属書 I -第9条 単一窓口

第9条では「単一窓口」として、電子書類の一括提出先として、単一窓口を設置する、通関貨物の状況通知（リリース時の通知など）を単一窓口を通じて行うことを求めている。

現状：単一窓口としては、Siscomex システム内に既に Portal Unico が機能している。

<https://portalunico.siscomex.gov.br/portal/>

電子書類の一括提出先として、単一窓口を設置する点はブラジル連邦財務局で、

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/noticias/2021/julho/novas-funcionalidades-do-portal-unico-siscomex-entram-em-operacao>、

通関貨物の状況通知

(リリース時の通知など) を単一窓口を通じて行うことは、以下の資料で解説あり。

<http://siscomex.gov.br/wp-content/uploads/2021/06/relatorio-NPI.pdf>

付属書 I -第 10 条 税関手続きに於ける透明性・予見可能性・一貫性

第 10 条では、関税分類や課税評価等の評価について、国内の各税関で統一した関税手続きを行う。一貫しない使用があった場合、一方の国はその原因をレビューできること、一方の締約国が、書類の原本を保有している際、書類の重複提出を要求してはならないこと、輸出入および積替えに関する税関手続きのさらなる改善の為、国際ルールや国際貿易手段を考慮することを求めている。

現状：ブラジルでは輸出入通関、関税分類、課税率評価に関しては SISCOMEX の中で全て統一されたシステムの中で運用されている、また関税分類などに関しては WTO のルールに基づいているとみられる。

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/manuais/subportais-aduana-e-comercio-exterior/exportacao/acordos-internacionais>

付属書 I -第 11 条 農産品及びその他の腐食性物品

第 11 条では、腐食性のある農産品やその他の物品の輸入について、各種提出書類の電子化、腐食性物品の優先的な取り扱い、腐食性物品に対する十分な検査機関の設置を求めている。

現状：各種提出書類の電子化は実施対応中、腐食性物品の優先的な取扱いは腐食物品の特性に合わせた対応を実施しており、航空貨物の場合土日祭日の通関許可を実施中。腐食性物品に対する十分な検査機関の設置は MAPA、ANVISA で対応する。

付属書 I -第 13 条 税関決定の見直し及び控訴

第 13 条では、税関当局の決定に対して、見直しを求め控訴できる体制を整えること、これらのやり取りは書面で行われ、誰でもこれらの情報にアクセス可能とすることを求めている。

いる。

現状：ブラジルは税務、会計、罰金、罰則及び関連事項に関して行政に対して控訴する事は可能であるが、全て書面で行う必要がある。

付属書 I -第 15 条 罰則

第 15 条では、関税分類等について違反した場合、統一した方法で罰則を実施すること、第 1 条のウェブサイトに掲載されているような軽微な誤記載については罰則化しないこと、罰金の算出方法をルール化し、徴収した罰金は税関職員の報酬としないこと、税関当局が罰則を課す際、根拠となる法律、規制も含めて書面で通達することなどを求めている。

現状：罰金に関しての法律、規制、罰金率・額などがブラジル連邦税務局のサイトに記載されている。

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/manuais/despacho-de-importacao/topicos-1/infracoes-e-penalidades/multas-na-importacao/quadro-resumo>

付属書 I -第 16 条 行動基準

第 16 条では、輸出入者および関係者が、入港時、また税関手続きにおいて不適切な対応を受けた際、苦情を申し入れられるメカニズムを提供すること、苦情に対し、適切な措置を講じることを求めている。

現状：輸出入に関しての税関手続きに関しての問い合わせに関しては連邦税務局及びその他の部門に対しての答申が出来る体制となっている。

付属書 I -第 18 条 輸送コンテナ及びその保有者

第 18 条では、一時輸入の際コンテナに係る税金、手数料等を課さないことを求めている。

現状：一時輸入に関わらず、通常の輸入に於いてもコンテナ、リターンブルパレットには輸入諸税は課税されないシステムとなっている。

【リターンブルパレットの場合は、商品の輸入申告と別途リターンブルパレットとしての申告は必要。】 <https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/servicos/aduana/admissao-temporaria>

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

米伯・貿易・経済協力協定（ATEC：Agreement on Trade and Economic Cooperation）における「貿易円滑化および税関手続き（付属書 I）」のブラジル側現地状況

(2021年9月)

○作成、執筆：

ジェトロ・サンパウロ事務所、中小企業海外展開現地支援（サンパウロ）・プラットフォーム・コーディネーター

【報告書の利用についての注意・免責事項】本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンパウロ事務所とジェトロのプラットフォームコーディネーターが2021年9月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。